

○厚生労働省令第七十二号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「7まで」の下に「、8の2」を、「第七号まで」の下に「、第八号の二」を加える。

第二条の二各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、22の2から22の4まで若しくは23の2

に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含むものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。

第十二条の二中「、第四十三条並びに第四十四条」を「並びに第四十三条」に改める。

第二十四条第一号中「第三十七条から第三十八条の二まで」を「第三十七条及び第三十八条の二」に改める。

第三十六条第三項中「8」の下に「、8の2」を加える。

第三十六条の二第一項中「9」を「8の2」に改め、同条第三項中「6まで」の下に「、8の2」を加える。

第三十八条に次の二項を加える。

2 事業者は、労働者の身体が第一類物質又は第二類物質により汚染されたときは、速やかに、労働者に身体を洗淨させ、汚染を除去させなければならない。

3 労働者は、前項の身体の洗淨を命じられたときは、その身体を洗淨しなければならない。

第三十八条の三中「8」の下に「、8の2」を、「第八号」の下に「、第八号の二」を加える。

第三十八条の十九に次の一項を加える。

2 労働者は、事業者から前項第二十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第四十四条中「取り扱う作業」を「製造し、若しくは取り扱う作業」に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業者は、令別表第三第一号1、3、4、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、3、4、6若しくは7に係るもの若しくは同表第二号1から3まで、4、8の2、9、11の2、16から18の3まで、19、19の3から20まで、22から22の4まで、23、23の2、25、27、28、30、31（ペンタクロルフエノール（別名PCP）に限る。）、33（シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は二―メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。）、34若しくは36に掲げる物若しくは別表第一第一号から第三号まで、第四号、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十六号から第十八号の三まで、第十九号、第十九号の三から第二十号まで、第二十二号から第二十二号の四まで、第二

十三号、第二十三号の二、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号（ペンタクロルフエノール（別名PCP）に係るものに限る。）、第三十三号（シクロペンタジエニルトリカルボンルマンガン又は二―メチルシクロペンタジエニルトリカルボンルマンガンに係るものに限る。）、第三十四号若しくは第三十六号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であつて、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させなければならない。

3 労働者は、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

別表第一中第八号の次に次の一号を加える。

八の二 オルトートルイジンを含む製剤その他の物。ただし、オルトートルイジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第三中五十一の項を五十二の項とし、
（十五）の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、
（十四）の項の次に次のように加える。

(十五)	オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
六月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 四 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、

別表第四中四十八の項を四十九の項とし、
(十六の項から四十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項

チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

五 尿中の潜血検査

六 医師が必要と認める場合は、尿中のオルトトリジン^さの量の測定、尿沈渣^さ検鏡の検査又は尿沈渣^さのパパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトトリジン^さの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

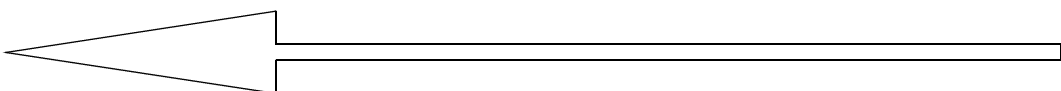
の次に次のように加える。

(十六)	
オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第五中第三号の次に次の一号を加える。

三の二 オルトートルイジンを含む製剤その他の物。ただし、オルトートルイジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第三号（裏面）を次のように改める。



様式第3号（第41条関係）（裏面）

備考

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通して順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「特定化学物質業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 「産業界の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4－アミノジブエニル及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4－ニトロジブエニル及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロメチル）エーテル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	215	削除	240	1・1－ジメチルヒドラジン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5％を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
008	削除	217	シアン化水素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
009	削除	218	シアン化ナトリウム（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'－ジクロロ－4・4'－ジアミノジブエニルメタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2－ジクロロプロパン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファ－ナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	220	臭化メチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル（別名PCB）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4－ジオキサン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネート（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2－ジクロロエタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3％を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル－2・2－ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2－テトラクロロエタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	砒化水素（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
204	削除	229	ペータープロピオラクトン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレインミン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチレクテン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	258	オルト－トリイジン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト－フタロジニトリル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	234	沃化メチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五百九十四条の見出しを「（皮膚障害等防止用の保護具）」に改め、同条中「中毒」を「健康障害」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（計画の届出に関する経過措置）

第二条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定は、平成二十九年四月一日前に同令別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十三号）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号8の2又は第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第八号の二に掲げ

る物（以下「オルトートルイジン等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第四条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

（特定化学設備に関する経過措置）

第五条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第十三条から第十七条まで、第十八条の二、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)

第六条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)

第七条 オルトートルイジン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でオルトートルイジン等を合計百リットル以上取り扱うもので、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)

第八条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第二十一条の規定は、適用しない。